

1-6 授業料等について

1 納付方法・金額

入学試験を受ける時、入学する時、また入学後には、それぞれ入学検定料、入学金、授業料を支払わなければなりません。ただし、国費留学生及び大学間（部局間）で授業料を相互に不徴収とする学生交流協定に基づいて受け入れられた短期留学生である場合は、支払う必要はありません。

- 入学検定料 入学試験出願時に支払います。
- 入学金 入学手続き時に支払います。
- 授業料 年2回（前期・後期）に分けて、それぞれ5月と11月に支払います。

（研究生については、それぞれ3月と9月に支払います）。もし、授業料の改定が行われた場合は、改定後の金額を納付します。納付は銀行口座振替（又は銀行振込）によることとなっています。

入学検定料と入学金は当初に1回支払うだけですが、授業料は在籍する期間ごとに支払わなければなりません。2020年度の授業料などの額は、以下のとおりです。

区分	入学検定料	入学金	授業料
学部学生	17,000円	282,000円	年額 535,800円
大学院学生	30,000円	282,000円	年額 535,800円
研究生	9,800円	84,600円	月額 29,700円
科目等履修生	9,800円	28,200円	1単位 14,800円

2 授業料免除

私費留学生（学部／大学院生のみ）が、学業優秀であり経済的理由によって納付が困難な場合は、授業料免除の申請をし、認められた場合は免除を受けることができます。

申請書類の提出期限は、概ね、前期分については4月中旬、後期分については10月中旬となっています。必ず指定の期間中に申請者自身が必要な書類を取りそろえて、提出することになります。期限を守らなかった場合は、申請を受理してもらえないので、十分注意してください。

提出書類や学業成績などを厳正に審査し、選考の結果、免除者が決定されます。免除額は、授業料の全額または半額です。選考結果については、前期分が6月下旬頃、後期分が12月中旬頃に本人及び保証人に郵送されます。

授業料免除申請書類の配布受付期間などの詳細については、掲示板及びHPに掲載されます。また、年度により実施方法が変更されることがありますので、必ず掲示板及びHPを確認し、わからないことがあれば、学生サービス課奨学係に問い合わせてください。